

## 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策に係る住民説明会 議事録

### ○司会

それでは、定刻となりましたので、ただ今から村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策に係る住民説明会を開催いたします。はじめに、宮城県環境生活部長の佐野よりごあいさつを申し上げます。

### ○佐野部長

皆さま、おばんでございます。

宮城県環境生活部長の佐野でございます。本日は大変お忙しい中、佐藤町長、大沼議長をはじめ皆さまにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、県議会の須藤議員、高橋議員にはご臨席をいただきまして御礼を申し上げます。

竹の内産廃処分場問題につきましては長期間にわたり、皆さまにご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、あらためておわび申し上げます。また、日頃より処分場対策について、ご理解とご協力を賜っておりますことについて、御礼を申し上げる次第でございます。

県では、処分場に起因する生活環境保全上の支障を取り除くため、平成19年3月に環境大臣の同意を得て特定支障除去等事業実施計画を策定し、また平成25年3月には計画を変更し、国の支援を受けながら処分場対策を進めてきているところでございます。計画では第2段階対策の浸出水拡散防止対策の実施の要否について、平成28年度までに判断することとしておりまして、そこで、モニタリング結果の総合評価について評価委員会に諮問し、この度委員会から答申がなされ、それを踏まえて、今後の処分場対策を取りまとめたところでございます。このような経緯から、本日は竹の内産廃処分場の状況と、今後の処分場対策について、皆さまにご説明するためお集まりいただいたところです。

最後になりますが、今回の説明会の開催にあたり、沼辺地区公民館の使用など、村田町さまにご協力いただきましたことをこの場で御礼申し上げまして、私からの開会のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

### ○司会

本日は村田町の佐藤町長さまにもご出席いただいておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

### ○佐藤町長

皆さん、おばんでございます。

今日は、竹の内産廃処分場に関する県からの説明会、夜分お疲れのところ、そしてまた、

足元の悪い中、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。本日のこの住民説明会につきましては、宮城県より佐野環境生活部長、渡部次長、他、担当職員においていただきまして説明をいただくこととなっております。ただ今の佐野部長のごあいさつにもありましたけれども、竹の内産廃処分場につきましては平成19年の産廃特措法に基づき、県が作成した支障除去等実施計画によりまして、施工が行われ、また平成25年からは、計画の変更による処分場の対策が実施されてきたところでございます。その初期の対策として雨水浸透防止対策工事が行われ、モニタリング調査の結果を審議する組織として設置された、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会には本町より推薦の3名の方々に委員となっていただいております。この評価委員会は、直近の本年1月の開催で第24回を数えておりますが、処分場モニタリング結果の総合評価等について、委員長からの答申がなされたと聞いているところでございます。

町といたしましては、これまで、町、地区住民、竹の内産廃からいのちと環境を守る会、地権者会の四者間の協議を基本として、県への意見や要望の申し入れを行ってきたところでございますが、今後におきましても、処分場近隣住民の方々の生活上での安全で安心な環境が守られることを第一に考えていきたいと、このように思っているところでございます。

本日につきましては、これらのことを念頭に置き、竹の内産廃処分場の現状と今後の対策について、あらためて県からの説明をお聞きする機会でもありますので、質疑等、意見交換の時間も予定されているようでございます。ご出席の皆さまには最後までよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますけれどもあいさつとさせていただきます。今日は本当にありがとうございます。

#### ○司会

ありがとうございました。続きましてA様のほうから、一言お話をいただきたいと思っております。

Aさまのほうから一言お話をいただきたいと思っております。

#### ○住民A

おばんでございます。

忙しいところありがとうございます。実は、守る会の事務局長、Bの初七日ですね。私は彼の枕元にずっといまして、虫の息ってこういうんだろうな、間もなく逝くのかな、この会議に本当は今日辺りお葬式にならなければいいなというふうに祈ってたところもありました。ついに逝ってしまった。今ビデオを持ってきて小さなパソコンでBさんの顔が写っています。遺影ですね。何を言いたかったのか。本当は大きいので出したかったんですけども、旧式のプロジェクターなので線が繋がらない。そのなかでBは何を伝えたかったのかということがあると思っております。お線香上げに来ていただいた県の人たち、それから

町の人たち、それから守る会の人たち、地区の人たち、大変お世話さまです。非常に残念に思いながら逝ったんだろうなというふうに思っておりまして、私お送りする立場にありながら涙が止まらないということがありました。

動画はもう消えましたので、あのときだけの話をいたします。Bさんとは、コンビニで処分場にそれこそ入り浸ったというふうな状況があります。その中で初期のあたり、まだ業者が元気でいきがっていた頃の話なんですけれども、保健所の職員2名、それから私とBさんと4人で、どういうふうな営業してるんだ、どういうふうな処分方法を取っているのか検査しに行くべというこで、ある朝早く保健所の職員2名とわれわれ2名で監視に行ったことがあります。そういうことは何回もあるんですけども。案の定、業者の若い者がこれはかなり怖い若い者でした。若い者が後ろから密かに接近してきまして「おめえたち何やってんだ」それが初めてではないんですけども、そういうのが何回もありました。そういうときにBさんはどうしたかって言うと理路整然と「こんなことしていいのか」ちゃんと対応したんですね。私は怖くてとても大丈夫かということでBさんの周りをぐるぐる回るだけです。もっと悪いのは、実は一番悪いと思ってんのは、県の職員がそういうふうな状況を見ながら、いつの間にかそそそと現場から逃げてしまった。それは、いまだに変わっていません。いまだに変わってない。それで県の職員たちが何やってるかって言ったらば、紙をいっぱい刷って、おれは悪くないんだっていうか、組織防衛しかやってなかった、これまで。いまだにそうだと思ってます。そこまでは言うつもりはなかったんですけども、せっかくお線香上げていただいたんだから、今後は雪解けを迎えたい、Bさんそういうふうにするよというふうには思ってたけども、一番先に逃げたのは県の職員たち、いまだに変わってないなと、そういうふうには思ってる。非常に残念でBさんとは「こんなこと、みんなに言えねえよな、恥ずかしいよな。若い人たちに竹の内こんなことあったなんてことは言えねえよな」って2人で封をしてきました、これまで。Bさんがいなくなった、だからもう言ってもいいんだろうというふうに思っています。

それは、宮城県の職員たちだけじゃありません。村田町の職員たちも同じ。守る会を何て思ってきたかって言ったら、「あいつら変わってるやつらだ、構わないでおけ」って。私たちは誰にも喜ばれないことをBさんと2人でやってきたということが一つ言えるというふうには、今やっとBさんが亡くなることによって「このこと言ってもいいかBさん」と言いながら、ここに立ってる訳でございます。みんなに本当は理解していただかなければならないことを、あの連中だけがあんなことやってんだぜというふうな風潮がありまして、地区にもあった、役場にもありました。宮城県はそいつの親玉だった。本当はここに部長の上に副知事が来るはずだった。「副知事、呼んで」っていうふうな言い方してました。この当時、現場を指揮したのは今は副知事になってます。その人が来て「あのときこうだったよね」っていうような話をするのなら話は分かる。それは。だけど残念ながら来ません。それで今、渡部さん、この人は竹の内対策室長代理なの。代理が付きますか。

○渡部次長兼室長

兼務です。

○住民A

兼務だ。兼務なんですよ。いつも竹の内対策室にいません。役職は環生部の技術次長なのね。ほいでもう一人、技術次長がいます。そいつは竹の内がごちゃごちゃとなったときに現場で指揮をした人。われわれのところを敵にした人間。現場で工事する人間たちに「地区の人たち、部落の人たちとあんまりしゃべらないでちゃんと仕事しろよ、あいつら変なんだからね」というふうな言い方をして、われわれを遠ざけようとした人間。それがこの人と同じ技術次長になってます。「その人も引っ張って来い」というふうな言い方をしています。とてもわれわれの前には来れないんですね。こういうふうになるから、今日来たくなかったと皆さんに分かっていただかなければならない。なんでこんなに怒ってるんだってというのはそこなんですよ、実は。Bさんとは「これは内緒な、恥ずかしいから。子どもたちに聞かれたらば、われわれ顔向けできねえよな」と思っていましたので、内緒にしてみましたけども、もう言ってしまいます。

そこを踏まえて、新しい竹の内をどういう風にするのかということが論議されればいいなと思っております。それで竹の内対策に関わる県庁の若い人たち、年寄りももう駄目、組織防衛しかしない。若い人だけが若い人たちに「ちゃんとやるべ」というふうにしてやっていたくしかないと思っております。それがBさんへの供養の言葉というか、弔いなんだなと思っ無理に立たせていただきました。今日はおとなしくしております。ただ、やっぱりそういうふうな背景があつてこうなってるんだよな、Bさんがどういうふうな仕事をしたのかっていうのは、もう残念ながらビデオでは見れませんが、そのことで冥福を祈っていただくというか、竹の内の収束の方向を探っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございます。ちゃんとお送りいただいた、このように思っております。ありがとうございます。

○司会

ありがとうございました。それでは本日の説明会にご臨席いただきました、県議会議員の方々をご紹介させていただきます。すどう哲議員でございます。

○すどう議員

どうもおぼんでございます。

○司会

高橋伸二議員でございます。

○高橋議員

はい、おぼんでございます。お疲れさまです。

○司会

次に、あらためまして宮城県の職員を紹介いたします。宮城県環境生活部長の佐野でございます。

○佐野部長

よろしく願いいたします。

○司会

同じく環境生活部次長兼竹の内産廃処分場対策室長の渡部でございます。

○渡部次長兼室長

渡部です。よろしく願いいたします。

○住民A

室長じゃないべ。技術次長だべっちゃ。ちゃんと言ったほうがいいよ、そいつは。いません、空席です。

○司会

兼務でございます。

○司会

引き続きまして、皆さまにお配りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。次第に引き続きまして、こちらの『竹の内地区産業廃棄物最終処分場に関する住民説明会』と書かれた資料。それからA3版、横の処分場の配置図からのコピーしたものがございます。こちらのほうをお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。それでは、環境生活部次長の渡部より説明いたしますが、皆さま方からのご質問ご意見につきましては、説明が終わった後をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○渡部次長兼室長

おぼんでございます。それでは私、渡部のほうから説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料と同じものを、このスクリーンに映しておりますので、資料またはスクリーンをご覧になりながらお聞きいただきたいと思います。また、A3の資料でございま

すが、処分場の航空写真、それから裏が発生ガスや水質の調査を行っている観測地点の配置を示した平面図となっておりますので、説明をお聞きする際の参考にさせていただきたいと思えます。

本日の説明会の趣旨でございますが、この処分場につきましては、平成 13 年までの約 10 年間、産業廃棄物の埋め立て処分が行われてきましたけれども、その間、事業者が廃棄物の不適正な処理を行ったことにより、硫化水素の発生などの、処分場周辺の生活環境に影響を及ぼす事態となりました。県は当時、事業者には行政指導を行ってございましたけれども、状況認識あるいは指導監督、行政対応のタイミングなどにおきまして、対応が不十分な面があり、皆さまにご迷惑とご心配をお掛けすることになったことをおわび申し上げます。県は平成 14 年度以降、必要な対策の実施を事業者には措置命令として命じておりますが、最初の措置命令を除いては事業者が命令を履行しないため、平成 15 年度から事業者によって、県が行政代執行として対策を実施しているところでございます。この代執行でございますが、平成 15 年に産廃特措法という法律ができて、この法律に基づき、大臣の承認を得た事業実施計画を策定して代執行を行う場合には、国の財政支援を受けることができるようになりました。そこで、県は平成 19 年 3 月に実施計画を策定し、それ以降、国の支援を得ながら処分場対策を実施しているところでございます。この実施計画は、平成 25 年 3 月に変更して計画期間を延長したところでございますが、今年度、平成 28 年度は実施計画を継続するか否かを定める節目の年に当たっております。そこで、評価委員会の意見を聞きその意見を踏まえまして、県としての実施計画の継続の要否、今後の対策の進め方を提示したところでございますので、これから、この内容についてご説明をしていきます。本日の説明内容は、事案及び経緯、産廃特措法と実施計画、モニタリング結果の概要、評価委員会の答申、今後の処分場対策と、この 5 項目について順を追って説明をまいります。

まず 1 つ目。事案及び経緯でございますが、この処分場は安定型の産業廃棄物最終処分場として平成 2 年に設置されております。ここに書いてありますように許可を受けた処理能力、埋立面積、埋立容量に対しまして、実際に埋め立てた推定量は書いてあるように、容量で約 3 倍という大幅に超過した埋め立てが行われたものでございます。平成 13 年に事業者から埋立終了の届出がなされました。

この許可容量、許可区域を超えた埋立て、それから許可外の廃棄物の埋立て、このような処理基準に反した埋立て処分が行われたことによりまして、硫化水素の有害ガス及び悪臭による日常生活への影響、それから有害物質の拡散による地下水汚染のおそれ、このような生活環境への影響を生じさせたものでございます。

これが 17 年当時の処分場の状況の写真でございます。このような状況になっておりました。

行政代執行でございますが、先ほどもお話したように平成 14 年 7 月に最初の措置命令を

発し、これは事業者が履行をしましたが、それ以降これまで10回の措置命令を発出しておりますが、いずれも不履行ということで県が行政代執行を実施しているところでございます。

次に実際行う支障除去対策の内容の検討についてでございます。平成16年に村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会という組織を設置しまして、いろいろな検討をしております。この検討会の報告を踏まえて、県としての対策を計画したところでございます。一つは早急に対応すべき対策としまして17年に緊急対策工事というものを実施いたしました。それから、19年3月に先ほど申し上げました産廃特措法に基づく実施計画を作成し、以降はこの計画に沿って対策を実施しております。

最初に行った緊急対策でございますが、平面図で申し上げますとこの赤色の東側の法面、ここの所の悪臭が特にひどいということがございまして、ここの法面を遮水シートで覆い、中から上がってくる硫化水素を吸引して、この緑色のガス処理施設で処理をするという対策がメインでございます。そのようなことで、特にひどい箇所の対策を緊急的に実施したというものでございます。

次は、産廃特措法と実施計画でございます。産廃特措法は平成15年に公布施行されました法律でございまして、当時、青森、岩手県境あるいは瀬戸内海の豊島など大規模な不法投棄等の不適正処理の事案が発生しまして、自治体が行政代執行をするのにかなり財政的負担が大きいということがございまして、その財政的支援を国が行うために制定した法律でございます。

宮城県は19年3月に環境大臣の承認を得て実施計画を作成いたしました。計画の期間は19年から24年の6年間ということでございました。この平成24年というのは、実は産廃特措法は10年間の時限立法ということで、24年で失効するという法律でございましたので、それに合わせた計画期間となっております。対策等の内容につきましては第1段階対策としての雨水浸透防止対策、そして環境のモニタリング、そして、必要に応じて浸出水拡散防止対策を実施するという内容でございます。産廃特措法が平成24年度に改正されまして、さらに10年間延長になったことに伴いまして、宮城県も計画の延長を検討し、最終的に環境大臣の承認を受けまして、最大平成33年度までとする計画に変更してございます。このときに、ここに書いてあります追加対策というものを新たに加えてございます。それからモニタリング、それから当時まだ実施していない浸出水拡散防止対策を残した内容でございます。

対策工のフロー図でございますが、このようになっておりまして、雨水浸透防止対策の第1段階対策は、19年と20年に実施しております。それから、次の追加対策は平成25年と26年に実施をしております。現在はモニタリングを継続しているという状況でございまして、今後モニタリングの結果、場内の浸透水の汚染濃度が上昇する、あるいは、場外の周辺地下水の水質が悪化して地下水環境基準を超過するおそれが出てきた場合に、第2段階の浸

出水拡散防止対策を実施するとしており、その部分が今、残っているところでございます。

これが支障除去対策計画の支障除去対策の全体計画平面図でございます。

それから対策工スケジュールでございますが、19年から33年までが計画期間となっております。この中で②浸出水拡散防止対策、それは遅くとも平成29年から着工するとなっております。そのために平成28年度までにその対策の要否の判断を行う。そこで不要と判断した場合には、平成28年度をもって計画を終了するという内容になってございます。この理由でございますが、実施計画の変更の環境大臣承認にあたりまして、承認の要件の一つに、対策実施後の効果確認等のモニタリングは2年間までとするという条件がございます。このため、25年と26年に追加対策を実施し、その後27、28年のモニタリングということになっておりまして、これ以上29年度以降モニタリングのみ継続するという内容では承認できないということがございまして、このように28年度で判断をする。対策をやらない場合は、これで終了という内容になったところでございます。

雨水浸透防止対策、これは19年と20年に実施したものでございますが、実際にはこのような実績になっております。処分場の全体の覆土を整形いたしました。約7万 $\text{m}^2$ でございますが、いろいろ凸凹があったり、水たまりがあったりしておりましたので、排水の勾配、1%から3%の勾配で排水をできるように整地をしております。またその一部、約1割に当たる6600 $\text{m}^2$ を多機能性覆土という硫化水素等の有害ガスを吸着する覆土にしてございます。また、雨水排水工としまして北側の町道の部分の側溝、それから入口付近の農道側の側溝水路、それから場内の水路、このくらいの長さで整備をしております。覆土によりまして、処分場に降った雨が迅速に排除されるようなこと、それから場外に降った雨が処分場のほうに入ってこないようにということ、それから覆土を厚くすることで、地中で発生した硫化水素が外に出てこないようにという対策を講じたものでございます。その他、周囲にケーブルを回す、そういった電気設備をした工事を行っております。

これが対策のする前と後の写真でございまして、これが北側の町道沿いの側溝でございますが、当時は土側溝ということで排水能力が低い状況でございましたが、右側にありますように大きな排水路を整備しております。下ですが、このように水たまりができていた状態でございますが、整形盛土をすることによってこのように、なだらかになってございます。

これが25年と26年に実施しました追加対策でございます。これは盛土が一部沈下しまして、雨水排除能力が低下したような箇所がございましたので、これを修復するというのが一つでございます。もう一つは場内の2か所の観測用に使っている井戸から年に3～4回、ガスと水が噴出するという事象が発生しておりましたので、その噴出を防止する工事というものを実施してございます。

こちらは処分場の真ん中辺ですね。へこんでいた所を新たに整地をしました。約4000 $\text{m}^2$ ほど整地をして草が生えるように種子の吹き付けを行ったというものでございます。

こちらは、われわれNo.3あるいはNo.5と呼んでいる観測井戸でございます。この脇に



新たに直径 200mm の穴を掘りまして、中に溜まっているガスを抜いて活性炭で処理するという対策をこの 2 か所について講じました。それぞれ浅い所と一番深い所までの 2 本の孔を開けました。

こちらの噴出防止工事ですが、対策が終わった後も噴出事象が発生するということがございました。思ったような効果が出ずに、噴出が止まらなかったということがございます。それで、実際には、その噴出は調査のために水をくむというときに噴出が起きるということで、現在はこの井戸を使った水質調査を中止し、新たに作ったガス抜き管のほうで水質調査を実施するという措置を講じております。そのため、28 年 2 月以降、噴出事象は発生してございません。

これが未実施の浸出水拡散防止対策でございます。この浸出水拡散防止対策というのは、先ほどもお話したように、必要に応じて実施するとなつてございまして、ここに実施要件を簡単に取りまとめております。一つは場内、処分場の中の保有水、浸透水とも言いますけれども、地下にある水、廃棄物と接触している水でございますが、これの有害物質などの汚染濃度が上昇する。それから、処分場周辺の地下水、こちらが地下水環境基準を上回る物質が継続的に確認されるおそれが高いと判断される状況。要するに、処分場から有害物質がにじみ出て周辺の地下水を汚染し、地下水環境基準を上回るようなレベルに達するおそれが高いと判断した場合でございますが、そのときにはこの浸出水拡散防止対策を実施するとしてございます。

これが浸出水拡散防止対策の計画平面図でございます。この赤い線が遮水壁でございまして、処分場の下流側、入口に近いほうに遮水壁を回します。入口の所のオレンジで赤と区別しにくいんですが、ここに浄化壁と書いてありますけれども、ここは水を通す壁という意味でございまして、実際にこの所に有害物質を吸着する吸着剤を地中に埋め込みまして、そこを地下水の出口のところ 1 か所に絞りまして、そこを通る際に、汚染している物質を浄化壁で吸着してきれいにして外に出すという対策となっております。それから表面導水路とか暗渠ドレーンというのがありますけれども、遮水壁を回すことによりまして、処分場の地下の水位が上昇する恐れがございます。そのためにこの暗渠ドレーン、地表面に導水路というものを設置しまして、地下水の上昇に対応するという計画でございます。ここまでが産廃特措法の実施計画の概要でございます。

3 番目は、さまざまな環境モニタリングを実施しておりまして、その結果から処分場の状況についてご説明をいたします。まず、このモニタリング計画でございますが、目的は処分場に係る廃棄物による周辺の生活環境への影響を把握する。地域住民の安全安心を確保するためにモニタリングを実施するというふうにしてございます。

モニタリングの内容は、ここに調査名、項目、地点数、頻度等を提示しておりますけれども、大気環境調査から地表ガス調査までの調査を実施しております。本日の説明では、特に問題となっております硫化水素と水質の部分に関する調査結果についてご説明をいた

します。

まず、硫化水素の連続調査でございますが、硫化水素が処分場周辺にどのように影響しているかを把握するために、平成 14 年度から処分場の敷地境界 2 地点と、川向かいの村田第二中学校の敷地内 1 点、計 3 地点で地表面に近い所の硫化水素の濃度を連続的に測定しております。平成 26 年度のときの計画見直しの際に、敷地境界の 1 地点の測定を廃止しまして、以降は敷地境界 1 地点、村田第二中学校 1 地点の 2 地点で現在は実施しております。

このような、小屋を建てておりまして、この中に測定装置が収められております。

硫化水素の濃度につきましては、計画では 0.02ppm 以下にするという目標にしておりますけれども、17 年 9 月に緊急対策が終わっておりますが、それ以前は 1.1ppm という高濃度を観測するなど、以前は 0.02ppm を超過する状況が高い頻度で確認されておりました。緊急対策の実施によりまして 0.02ppm を超過する頻度はかなり減少をいたしました。19 年と 20 年に実施しました雨水浸透防止対策が完了しました 21 年度以降は、この 0.02 を超えるということは全く起きておりません。ちなみに下の表は、硫化水素の濃度と人体への影響、あるいは法律の基準などを整理したものでございます。人の鼻で感知できる濃度は 0.005ppm ということで、かなり低い濃度まで人間の鼻は感じることができます。0.02ppm ですと全然臭わないということではございませんが、苦情が出るとか、そういったことにはならないようなレベルというふうに考えております。

これは連続調査結果の一例でございますが、この青い点は 1 か月ごとの値をプロットしておりますが、これは 1 か月間連続測定をして、一番高い値をプロットしたものでございます。この赤い実線が 0.02ppm、目標値を表しております。端が平成 16 年からずっとつながっております、左側のほうはだいぶ高いときがありましたけれども、最後のほう、右端のほうは全く検出されないというふうな状況になっております。

次は浸透水と地下水の水質調査でございます。浸透水と言いますのは、廃棄物の埋立てをした所の中の地下水を指します。地下水は処分場周辺の地下水を指しております。年 4 回水質調査を実施しております、現在の調査地点は場内浸透水が 11 地点、周辺の地下水が 10 地点となっております。

調査地点は場内側がこのような配置になってございます。

これが浸透水の調査結果の概要でございますが、27 年から 28 年 9 月までの 1 年半の結果をまとめてございます。全部で 3 ページにわたって基準がある項目が 30 項目ございます。このうち赤い色で表しているところが、この 1 年半の間に 1 回でも基準値を超えた項目を表しております。例えば、砒素ですと 11 地点中 2 地点が基準を超過したことがあり、それから基準値が 0.01mg/L に対しまして、測定した濃度の範囲は 0.001 未満から 0.054、高いときは基準値の約 5 倍出ているという意味でございます。こう見ますと基準を超過しているのは 30 項目のうち砒素、BOD、ほう素、ふっ素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類、この 6 項目が基準を超過している項目でございます。

ここに基準を超過している項目につきまして、その状況を整理してございます。

その基準超過している項目につきまして、グラフで表したもので、これは砒素の濃度の推移ですね。これを 11 地点について全部 1 つのグラフで表したものでございます。高い地点、低い地点、さまざま重なって見えにくい状況になっておりますので、高いところをちょっと抜き出して表したのが次です。これが H16-5 という地点でございますが、かなり変動はありますけれども 0.01 の赤い線を超える回数がかかなり多くなってございます。それから、H16-13 という地点でございますが、こちらは先ほどの H16-5 よりはあまり変動はありませんけれども、最近基準を超過したり、下回ったり、基準値前後で推移してるという状況になってございます。

次が BOD という項目で、これは有機物による汚濁の状況を表す指標となっております。先ほど砒素でありました H16-5、こちらが基準値の 20 に対しまして、かなり基準を超えるときが多い状況があります。No. 5 という地点でございますが、こちらは過去にかなり高いときがありましたけれども、最近超えたり超えなかったりというふうなことで、おおむね横ばいで推移しているような状況でございます。

次はほう素という項目でございますが、こちらは、H16-13 という所が一番高い地点でございますが、基準値に比べましていつも超過しており、基準値に比べて高い状況が続いております。こちらが No. 5 ですが、いずれもかなり高い状況がございましたが、最近はやや低下傾向にありまして、最近基準を超えないときも見受けられる状況になってございます。

こちらがふっ素という項目でございます。ふっ素はかなり多くの地点で基準を超えております。そのうち No. 5 がかなり高い所でございますが、こちら先ほどのほう素と同じように、やや最近低下傾向にあります。こちら H16-13 でございますが、こちらは、最近ほぼ横ばいという状況で推移をしております。

次が 1,4-ジオキサンでございますが、こちらは平成 22 年から基準に追加された項目でございます。平成 22 年から測定を始めております。こちらでは高い所が H16-5 という所でございますが、これもかなり変動がありますけれども、最近ここ 4 回から 5 回はかなり低い状況が継続しております。H16-13 は、こちらかなり超えていることが多く、上がったたり下がったりしているという状況になります。

次がダイオキシン類でございます。こちらで特に全体と並べて高いのがこの H16-5 という所で、過去に基準が 1 に対して 110 という高いときがございました。最近基準を若干超える程度となっております。ただ、常に基準を超えるような状況でございます。

次に処分場の外側ですね。周辺の地下水についてご説明をいたします。こちらは処分場の中で検出されていない項目につきましては、地下水への影響の心配がないということで、処分場の中で検出される項目を測定してございます。そういったところで中の浸透水に比べると、測定項目が少なくなっております。全部で 13 項目測っておりますけれども、この中で基準を超えたことがある項目が鉛、砒素、それから次のページのダイオキシン類の項

目でございます。この3項目について説明をいたします。

まず、鉛でございます。基準を超えている地点がいくつかありますが、このうち H26-2 という地点でございます。ここは 26 年度に新たに測定を始めた地点でございますが、一度だけ基準を超えたことがございます。それで、処分場の外の井戸で鉛が基準値を超えて出るということにつきまして、鉛が処分場の影響なのか、そうでないのかということについて調査検討を加えております。処分場周辺の土壤のサンプリングをしまして、その土壤の中の鉛の含有量を分析しました。この右側に小さな地図がありますけれども、①から⑤までが場外でサンプリングした場所でございますが、このような濃度の鉛が出ております。ちなみに、処分場の中の No. 3 とか No. 5 ですと、880 とか 850 という高い含有量になっております。こういった土壤には鉛がある程度含まれていると。また、どうしても細い井戸なものですから、水を汲むときに急激に水位が低下しますので、周りからその水がどっと入ってくるということがございまして、そのときに外の土粒子が入ってきて水が濁るというふうなことが起きております。それを分析するとき、土壤中の鉛も一緒に分析にかかるということで、地下水の鉛が基準を超えて出たと考えてございまして、処分場の影響によるものではないと考えております。

砒素は 1 地点ですね。H17-19 という所だけが超過しております。このようにかかなり高い濃度を示します。この砒素でございますが、実は、H17-19 という場所は処分場の一番奥の外にございます。地下水はこの矢印のように山側のほうから荒川のほうに向かってゆっくりと流れているということが調査で分かっておりますので、この処分場の上流側にある H17-19 の砒素は、処分場の影響を受けているものではないという判断をしております。

それから三つ目のダイオキシン類でございますが、最近、測り始めた地点の H26-2、H26-1 A という所で基準を超過しております。このダイオキシン類は、どこから来たのかということで、こちらでも検討しておりますけれども、ダイオキシン類と言いますのは、数多くの少しずつ形が違う同族体の集合体でございますが、その同族体の組成パターンからそのダイオキシン類が何から由来して発生したのかということが既に明らかになっております。処分場外のダイオキシン類は、過去に使用された CNP あるいは PCP という除草剤に不純物として含まれていたダイオキシン類と同じような同族体の組成になっております。こういったことで、これは過去に広く農地で使われておりました農薬に不純物として混じっていたダイオキシン類が、ダイオキシン類というのは難分解性でございますので、微量、土壤に残っていると、それが先ほどの鉛と同じように地下水を汲むときに土の粒子が入ってきて、一緒に分析にかかったものというふうに判断をしております。

これは発生ガスの調査でございます。処分場の中で、全部で 17 か所の観測井戸で毎月ガスの発生状況等を観測しております。今回そのうち、この赤い 3 か所の測定結果についてご紹介をいたします。H16-5、こちらは先ほどからの水質のところ、ときどきかなりの項目で基準を超過するという井戸でございますが、これが 1 分間に何リットルのガスがこの井戸から発生しているかというものを表しておりますが、年 12 回測っておりますので、

それを12回の平均値を求めまして1年間の平均としての推移を表したものでございます。多い年ですと1分間に年平均で2.6リットルのガスが発生しているということになっております。その後はやや低下の傾向にございます。7-2でございますが、これはかなり以前から測定をしております。昔は平均すると1リットル未満ではございますが、ガスが発生しておりましたが、最近はほとんど発生していないような状況になっております。H16-11という地点もほぼ同じような傾向でございまして、やや発生量は低下の傾向を示してございます。

次にこの発生ガスに含まれる硫化水素の濃度でございます。こちらも年平均値となっておりますが、H16-5はかなり硫化水素の濃度は低い状況でございまして、発生するガスのほとんどがメタンガスとなっております。7-2こちらは過去には1000ppmを超えるような高い濃度でございましたが、その後はずっと低下してございまして、最近はかなり低い濃度になってございます。H16-11、こちらは平成18年頃には500ppmを超えるような状況で、かなり高い濃度をずっと示しておりましたが、最近はかなり低いレベルに低下してきているということで、全体的に濃度は低下の傾向になっております。

これは地中温度と言いまして、処分場の中の廃棄物に、有機物などの廃棄物がありますと、分解反応を起こしまして、中の温度が高くなります。その温度を測っております。このグラフは中の温度、ずっと下まで測っていきまして、地点毎の一番高い温度と、埋立てをしていない場所の温度との差を表してございまして、その経年的な経過でございまして、このオレンジ色と水色のH16-13とH16-3という所が周りに比べて温度が高い状況になっておりますが、これで見ますと温度が緩やかに下がっている傾向になってございます。平成21年当時は温度差が20度を超えておりましたが、最近では13度近くのあたりまで温度差が縮まっている状況でございまして。

そういったモニタリングを踏まえまして、評価委員会でご審議いただきまして答申をいただいたところでございます。昨年の6月に知事から諮問をいたしまして、3回の審議を経て今年の1月に答申をいただきました。

モニタリング結果の総括でございますが、処分場で発生しているガスの量、ガスに含まれる硫化水素の濃度は減少・低下、または横ばいの傾向にあります。それから処分場内の地中の温度は、全ての調査地点で緩やかに低下してございます。これらのことから埋立廃棄物の分解反応は収束に向かっている。それから、処分場で発生している硫化水素が、周辺の生活環境に及ぼす影響は、極めて小さい状況にあるというふうなことが一つでございまして。

二つ目。処分場の場内浸透水の水質ですが、6項目で基準値を超過している状況があります。この濃度の推移はやや低下か横ばいの傾向であります。一方、場外の周辺地下水でございまして、処分場の影響で地下水の環境基準を超過するレベルに汚染される状況は認められない、またその濃度推移は横ばい傾向であり、上がる傾向はないということでございます。

それから3番目。浸出水拡散防止対策の必要性に関する評価等でございます。浸出水拡散防止対策の実施要件に照らし合わせますと、現在の浸透水、保有水及び場外の地下水はこの実施要件に該当するような状況にはないということで、浸出水拡散防止対策は実施する必要がないと判断されるということになってございます。

それから処分場は埋立終了から15年ほど経過していること、それから、これまでのモニタリング結果の推移から判断しまして、将来的にガスの発生がこれから増加する、あるいは周辺の地下水の水質が地下水の環境基準を超えるようなレベルに悪化すると、こういったことで生活環境保全上の支障が生じる可能性は低いと考えられるという答申となっております。

それから、もう一つ。しかしながら、依然としてガスの発生は継続している。それから場内の浸透水は基準値を満たさない状況にあるということで、処分場が廃止基準を満たすまでの間は処分場の維持管理、環境モニタリングを継続する必要がある。また、将来的に仮に生活環境保全上の支障が生ずるおそれが高いと判断される状況になった場合は、その防止措置を講ずる必要があるということで答申を受けてございます。

この答申を踏まえまして、県としての今度の処分場対策を提示したく結論を申し上げます。1番目、浸出水拡散防止対策につきましては、処分場現状から現時点で必要ないという判断をしまして実施はしないということが一つ。それから2番目。実施計画についてはその対策を実施しないということにしたということで、実施計画そのものは平成28年度、今年度をもって終了するということです。ただし、今後の対策としましては、処分場が廃止されるまでの間は県が責任を持って処分場対策を実施していく。

その具体的な内容でございますが、(1)から(2)まで、これまでも実施している内容でございますが、維持管理、各設備の保守管理、覆土の補修、清掃・除草等の実施、先ほどお話したようなモニタリングの実施。それから支障除去対策。将来的にモニタリングの結果、生活環境保全上の支障が生じるおそれが高いという状況に仮に至ったときはその措置を実施する。それから評価委員会。これからも定期的開催をしましてモニタリング計画及びモニタリング結果に係る意見を聴くということでございます。

#### ○住民A

渡部さん、お話は大体分かったと思うんだよね、みんな。だからみんなとの意見交換のほうに重きをおいていただいて。

#### ○渡部次長兼室長

今、終わります。今後の処分場対策は以上の考えを元に進めてまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げまして説明を終わります。長い時間お聞きいただきありがとうございました。

○司会

それでは、ただ今のご説明に対し、ご出席の皆さま方からのご質問ご意見等をいただきたいと思います。大変申し訳ございませんが、ご発言の際にはお名前をいただいてからお願いしたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

○住民C

はい、いいですか。住民のC、守る会のCです。今の説明によれば拡散防止対策は必要ないというふうなことで、そういう対策は必要はないよと、こういうような説明でございます。その理由として、場外の地下水に発生をしております鉛とか、あるいはまたダイオキシンとかですね、砒素もちょっと上流のほうにはありましたけども。こういったものはそれぞれ処分場の廃棄物によるものじゃなくて、鉛はとにかく自然由来だと、これは。それからダイオキシンは農薬由来だと。こういうふうな結論を出してるわけですね。これは変ではないかと、私は思うんですね。例えば、ダイオキシンについて言えば周辺、H26-1AとかH26-2だとかそういった所でダイオキシンが基準値を超えているわけですが、農薬由来だとすれば、これはこの辺の農家の皆さんがとにかく田んぼをつくって、いろんな農薬を使っているわけですが、これは農家が基準値を超える自然破壊が行われているんですか。こういうふうなことになるわけですよ。こんな変な理屈はないね。こんなこと言われたのでは黙ってられないとこだね。変でないですか。農民が基準値を超える有害物質を出してるなんてこと言われて黙っている人どこにいますか。ちょっと表現は、例えば県の立場で言えば、農薬なんて科学的に仮に証明されたとしても、やっぱり県としては、これは廃棄物が、外に飛び出したとか、あるいはまた浸透水がとにかくあったとか、そういうような方向でまとめるべきでないかと、むしろね。それを逆に農民のせいだとかこういうふうな言い方を、極めてこれは私たちとしては理解できないというふうなことを言うておきます。いずれ、この部分については、従ってこの、こういった場外に出ている部分については、やはりこれは遮水壁とかそういうものが必要であるということになるだろうと思うんですね。それを必要ないというふうに言っているわけですから、全く住民の立場からすれば、とにかく逆の立場で県は言うてんじゃないかというふうに思います。

それで、こういう廃止のことについてちょっと触れておりますけれども、廃止に向けた住民としての要望とつきまして、これから部長のほうに要望書っていうか申し入れ書を提出いたします。これ、ぜひ受け取っていただいて知事に伝えていただいて、今後の対策の一つこれは当たっていただきたいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

○住民A

読んだほうがいいな。

○住民C

あと説明します。それとこれはみんな全員間に合うと思いますのでね、これ回してください。すいません、どなたか。みんなにこれ回して。間に合うと思うから。

それでは、かいつまんで私のほうからこの要望書、申し入れにつきまして説明をさせていただきますと思います。いのちと環境を守る会として、代表がA、それから水田埋立組合、組合長Dということで、二者の連名によって要望作成しています。公印省略とありますのは、これは守る会のほうでは先ほどAさんが言ってましたけども、事務局長のBさんがこないだ亡くなりまして15日葬儀があったばかりでございまして、公印はちょっとそこで探すことが今、不可能なんでそういうこともあります。それから組合長のDさんにつきましては現在施設に入っております、これまた私たちが、組合が組合長を代行してるみたいな格好になってるわけなんで、そういった意味から公印を省略させてもらっています。

処分場の廃止に向けた要望と申し入れ。いろいろと県として努力されることについては敬意を表したいと本当に思います。しかし、処分場における臭気濃度は薄まったというふうなことは言え、先ほど説明のあったように処分場内の埋立層、すなわち浸透水ですね。こういった所には基準値を超える有害物質がありましたね。私が説明するほどもないですけども、幾つかありました。多くの課題が山積しています。従って県が考えているモニタリング、これからは何するっていうようなことになってくると、44ページ辺りから見ると、いわゆるモニタリングだけせよとこういうふうなことです。それでは解決の先が見えないばかりか、地域住民の安全安心に大きな不安を残し、町の発展を阻害することは明らかでございまして。

つきましては、県の対策に関し下記の通り申し上げます。処分場廃止に向けて具体的な対策をまず講じてもらいたい。これは廃止という基準、まだ達成してないから廃止できないわけですが、まず場内の有害物質除去のために、浄化装置を設置。先ほど言ったようなPRBなんかも実はあるんですけども、取りあえずとにかく浄化装置を設置して、場内における有害物質を基準値以下に下げるとこういうふうなことを、例えば電力はどうかって言うと、それは太陽光パネル、前から言ってますようにそういったものも並べてそこで電力を作って、そしてポンプアップして浄化する、こういうふうな方法は中でもできるわけですから、それを設置することを求めます。

それから焼却炉について、これは撤去をお願いします。ダイオキシンがいっぱい入ってます。これはもう焼却炉撤去していただきたい。それから三段池についてもこれは撤去すると。これも関連設備でございまして。それから処分場の東側排水路。これは三段池から流れてきた場内の排水路ですね。この東側排水路で流してるわけですけども、これについてはU字溝などにより整備を図りたいというふうに思います。それから処分場の廃止に向けた年次計画ですね。これを明記してもらいたい。もはや、とにかく処分場をどのように廃止、とにかく一度言ったんだみたいなこと言ってますけども、いずれにしてもそういうこと言うのであれば、廃止に向けた年次計画書、明らかにしてもらいたいというふうに思います。



次に大きな2番目としては処分場跡地の再利用について計画を策定してもらいたいと思います。それで地権者のほうから無償譲渡で県に提供したいと、ぜひ公共用地として活用してほしいというふうなことで既に申し入れてあります。しかし現状では県は「いや、そのことは考えてない」とこういうふうな対応でございますけれども、ぜひ無償譲渡って、これは田んぼとして使えるわけないし、あるいはあのままの状態に戻されても、これは困るわけで、ぜひこれは県のほうで有効活用願いたいと。それから跡地利用については県、町、住民による協議の場を設置をしていただきたいというふうなことでございます。以上について可及的速やかな回答をされるように申し上げたいと思います。特措法の課題について先ほどありました、今後の対策、もし発生するっていうか必要であれば県でやると言ってますけれども、この焼却炉と三段池とか、さまざまな課題につきましてやるとすれば、県独自ではちょっと正直言ってこれは大変じゃないかと。ぜひ特措法の延長をしてそれを適用すると、大々的に活用するとかいう積極的な立場で取り組んでいただきたいと、これは口頭で申し出ます。よろしく申し上げます。

#### ○住民A

はい。手挙げてます。いいですか。

今回の住民説明会を受けて、町はこの後17日かなんかに、22日だけ。この説明会を受けて22日に四者協議をやります。そのときに町で要望をまとめます、というふうな呼びかけが回って来てます。それを我々待っているわけにはいきません、これは。だから町に先駆けてこういうふうなことを行った。これは、新しいもんを含めて、それから守る会、それから地権者の会、それから地区の人たちなんかも含めて、ここでまだBは息があったんですけども、そんなときにやったということです。それで無断で出すしかない、町を当てにしてはいけないんだ。これは、われわれが先んじてやるべきなんだということに大きな意味があるんだということで、そのようにしたということです。町から後で出るかどうか分かりませんが、私こういうので議会で20回も竹の内のことを一般質問してきましたが、何ら進展がない。それを受けて私たち地区の人たち、主だった人たちが竹の内のこと考えなければならないということで、こういうふうな要望になったということです。町が出したのより何十倍も重いんだよというか、捉え方をしていただきたい。真面目に捉えていただきたいと。

それから、これは余計なことなんですけども、渡部室長と部長も間もなくあれだよ。いなくなるというか、まだなさるんですか。それで今まですごい目にあってきました、われわれ。前の人たちは受けたんだけど7月から担当変わりましたからねというようなことが、何回も行われてきた、これまで。「そういうことはない、宮城県としてそれは受け取ります」というふうなことを部長に言っていただくのが一番いいんだろうなと。それで大体、伝えていっていただきたいというふうに思います。その返事が一つほしい。

それから先ほどから聞いてると、よく聞いていただいた方には分かるんですけども、問

題のある穴はNo. 3だ。これがNo. 5だ、No. 3とNo. 5。それからH16-5だよというようなお話があります。ここは竹の内です。ワースト3ポイントで、いつも何かで問題になる所。ところが実はNo. 5もNo. 3もこれはBの孔です。さっき紹介したけども、Bが「ここ掘れ」と言った孔なんですね、これは。間違いないですから、これ。その他に県は「ここ掘れ、あそこ掘れ、あっち掘れ」って掘ったけども、問題は起きてなかったと思うの。Bの孔だけが何だかんだでガスを吹いてしまったり、なんだりかんだりということで、これはBさんと守る会が相談しながら掘るのは何メートルにしてよね、口径は何メートルにしてよね、着岩したら貫入試験するように言うべなということで、これは全くBの孔。そういう所とその他に何十個もあるわけだけど、そこはやれば問題ない。それから、その問題なのはBの孔とそれからH16-5ですね。ワースト3、これはちゃんともう精査しなければならないってずっと言ってきましたので、この際そこのところは本当にやっていただくということです。今のところそれだけお願いします。部長、これを宮城県として受け取って3月末までに返事出すのか出さないのか、そういうとこだけ聞かせてと思います。

○佐野部長

今、要望書というものを私が受け取りました。当然のことながら、これまでもですけれども、私が受け取ったものは私個人が受け取ってるというわけではございませんので、組織として受け取るということになりますから、そこは当然のことですけれども、組織として受け取ったというふうに、受け取っていただいて結構でございます。3月末までにお答えできるかどうかということについては、これ知事宛てということになっておりますので、あと知事と相談した上で回答させていただきたいと、正式な回答はさせていただきたいというふうに思います。

Cさん、今日は受け取るだけでいいんですか。

○住民C

そうだね。

○住民A

こんなにいっぱいあるんだから。

○佐野部長

知事宛てってことなので。

○住民A

コメントいらない。

○佐野部長

分かりました。今日は受け取ったということで。

○住民E

Eと申します。足がしびれたので座ってすいません。先ほどCさんから言われたように、今回、鉛と砒素がこの竹の内産廃処分場とは関係ないというような話ありましたが、この答えはちょっと乱暴かなというふうに思っております。確かに自然界にはそういうのは存在します。しかし、どこを掘ってもそれが存在するかっていうとそうではないんですよ。それがまず一つ。ここはやっぱり私は非常に、そういう結論出したっていうのはちょっと論外かなというふうに思っております。

それから特措法との関係で平成24年から10年間適用されるってことで、これが国の措置としてそういうことがやられたわけですね。今回それを打ち切っちゃって独自でやるということになると、限られたことしかできないなというふうに思うわけですね。それで私、評価委員会の結論がこういう結論に達したのかなというふうになると、評価委員会というのは、専門的な知識を持った方たちが集まって評価してるわけですね。そうすると、私はこういう結論にはなっていないというふうに判断してるんですよ。問題は「地下水が何年かかって出たときに、それが人体や環境に与える影響がまだ分からない」と言ってるんですよ。そういうことなのに今回、特措法でもう打ち切っちゃったってことになると、じゃあ県は全て一般会計なり、そういう財源で賄ってくるのかということになると、大変な負担になると思うんですね。そういうのはちょっと私は心配してますし、特措法についてはせっかく33年、10年間という期限があるわけですから、私はこれは適用してきちっと対処すべきだというふうに思っております。以上です。

○渡部次長兼室長

産廃特措法の適用の関係でございますが、産廃特措法と申しますのは先ほど説明いたしましたように、廃棄物処理法に基づく措置命令を原因者に出しまして、その不履行の代執行を行う、それに対して国が支援するという制度になっております。その産廃特措法に基づき実施計画を作成する際に、県が計画の中に盛り込む支障除去対策が廃棄物処理法に照らし合わせて、措置命令をかけるような状況に至っているかどうか、そういったところでまずチェックされるということがございまして、この処分場につきましては浸出水拡散防止対策、つまり、中の有害物質が外に出ないようにする対策でございますが、これについては現状では、措置命令をかけて実施する必要がないという考えでございまして、従いまして、これをやりたくても今の処分場の現状では、国の支援を受けては実施できないという状況でございます。それから評価委員会では、こちらのほうからモニタリング結果を資料として提示しまして、ご意見を伺っておりますけれども、先ほど、こちらに映して説明したように、計画に書いてある浸出水拡散防止対策の実施が必要とする状況には、今の処

分場の状況は至っていないということは、評価委員会の答申として、はっきりいただいておきますので、そのところ評価委員会の意見に沿ったものというふうに、われわれとしては考えてございます。

それからもう1点だけお話をさせていただきたいと思いますが、鉛、砒素、ダイオキシン類、この三つですね。周辺の地下水から地下水の基準を超えて出るということですが、これについて自然由来、あるいは過去に使用した農薬由来だという説明に納得いかないというご意見でございますけれども、これにつきましては、評価委員会の専門家の先生に調査結果などを説明して、これについてはこのような判断で間違っていないと言いますか、そういう推定で問題ないだろうというご意見をいただいております。それから基準を超過してると言いますのは、土壌なりが混じって汲んだ地下水、それを分析をして地下水の基準として超えているということですが、土壌に含まれているダイオキシン類なり鉛が、土壌の環境基準を超えるレベルに汚染されてるということではございません。ちなみに、ダイオキシン類の土壌の基準は先ほどの単位でいきますと1000という数字になります。それで、実際に周辺の土壌を調べて出てくる濃度は1桁から2桁、10前後ぐらいの濃度でございます。1000という土壌の基準に比べたら、ずっと低い濃度で出てくるということでございます。それから、当時はそのダイオキシン類がそういったCNPとかPCPの農薬に不純物として入ってるという知見がありませんでしたので、農家の皆さま、全国的にもございますが、こういったことは全く知らずに使われておまして、1990年代頃になってそういった知見が得られて、その後ダイオキシンによる環境汚染の一つの原因になってるってことが、最近分かってきたものでございます。しかも、その濃度は今申し上げたように、通常の土壌の汚染を問題とするようなレベルの汚染ではないということでございます。それから鉛につきましても周辺の土壌を測って、こんなに高い濃度じゃないんですが、やはりある程度の濃度が入ってます。それが地下水と一緒に混じって、実際の分析はその混じった土を全部溶かして水質として測っているものなので、土壌にちょっとでも入ってますと、水質の分析結果に影響してくるということでございます。仮に濁った水を目の細かいろ紙でろ過をして、そしてろ液を測ると、ずっと濃度は落ちるということでございますので、われわれとしては土壌の混入によるということで、専門の先生にもそういった推定でいいだろうというご意見もいただいておりますので、科学的にある程度、理屈のたった説明であると考えております。

#### ○住民C

一つだけちょっとお願いしたいですね。今の次長の話の中で不履行の代執行というふうなことがありましたけど、業者は不履行して、廃止をしなかったんだから、廃止をしてないんだから、その廃止を県が代執行してるというふうなことなわけだから、従ってこれは当然、特措法に該当するし、相談受けてもいいんじゃないかと思えます、これ。

○渡部次長兼室長

そこですけれども措置命令と申しますのは、廃棄物を不適正に処理をしたということが原因となって生活環境保全上の支障を生じさせた、あるいは将来的に生ずるおそれが高いというときに、その支障を除去しなさいという命令になります。ですから、今の処分場が仮に中の水がゆっくりと外に向かって流れてるわけですけども、それで中の有害物質が外に出てきて処分場周辺の、例えば鉛の濃度がだんだん年々上がってきて、このままいくと地下水環境基準を超えるような状況になることが予測できると、そういう状況になったときには、これは生活環境保全上の支障のおそれがあるということで、対策を取りなさいという措置命令になります。従って、処分場の中でなくて外の地下水が汚れるようなおそれ、地下水環境基準を超えて汚れるようなおそれという場合、これは生活環境保全上の支障ということになりますが、処分場の中で留まってる分にはそれ自体で生活環境保全上の支障とは当たらないという考えです。

○住民C

そうすると処分場の廃止というのは、国の特別措置法を受けずに、県独自で廃止をするというふうに受け止めていいですね。

○渡部次長兼室長

先ほども説明しましたように、処分場が廃止されるまでの間は、維持管理あるいはモニタリングという監視をして新たな問題が起きないように、あるいは問題が起きていないかどうか監視するということは、処分場が廃止されないために必要となります。これはずっと措置命令をかけて不履行になりますから、その代執行として県は責任を持ってその代執行を今後もやっていくという考えでございます。

○住民C

監視ね。そうすると私たち死んでしまうんだわ、これね。だから、ポンプ&トリートメント方式で早く浄化して廃止してくださいよ。このままにしたら50年100年そのまま残るじゃないですか。そんなことしていいのかってさ。

○渡部次長兼室長

仮にやるとすれば、それは産廃特措法の適用はなく、県の独自の予算でやるということになります。

○住民A

今まで特措法、モニタリングってずっと時間稼ぎをしてこられた。何十年にもわたって、鉛がボーリングの孔から出るようになっていったのは平成13年ですよ。13年の出た当時

はこれは騒いだ。鉛出てんだ、砒素も出てんだ。13年から今日に至ってこれは自然由来であるというふうなこんなねえ、これは話になりません。私としたら早速、委員長に相談して「今回の住民説明会でこんな問題が指摘されたんですけどどうですか」というような、大至急の評価委員会をやらしてもらわなきゃ駄目だっちゃ、これは。そしたら私も委員長にメールするから、とにかく早めに早くやってください。モニタリングって20年はオーバーだけれども、平成13年から騒がれてきたんだよ。今頃になって自然由来でございますなんて、いや、なにせよこいつっていうふうな話ですね。それから伸ばす、自然風化を待つ、こいつは当たり前なんだな、みんなのやりようとしたら。知事は平成19年にここに来て「こういうふうな特措法の対策をします」って言ったときに「これが当たらなかつたら、これから漏れるようだったら私は県費でやります」ここで言ったんですよ。渡部さんが座った席でそういうふうなみんなに約束したの。だから「特措法でやらせてけろ」の一点張りです。なのでそんなときはちゃんとそういうふうな約束をした。「科学的に絶対の自信があるんだからやらせてけろ。これどうまくなかつたらば私は県費でやりますからね」というふうな約束をしたので、それは議事録見るまでもなく明らかです。だからなんで環境省が「もう竹の内いいんだべ、終わったんだべ」って言うてるのかということ、あなた方が、あなた方のメンバーの3人が環境省に「もう終わりなんです」って何回も言うてる証拠があります、これは。環境省の若いのが「本当に終わりなんですか」って言うてきました。守る会に。そういうふうなのがあんの。言い続けて「もう終わりなんだべ、ほんだら」って言われてるだけの話で、こんなのはやっぱりそのまま額面通り受け取られないということですね。

ついでだから、もう私がトレーサー検査をしてくださいっていうのはずいぶん前から申し上げてきました。例えば、問題のH16-5にトレーサーを流します。H26-1AとかH26-1Cとかその他の孔でトレーサーがどういうふう流れてくるのか5年たったら、こんなに言うことはないですよ。それはやるべきです。こいつは目で見りゃ一発で分かるわけだから。いつの間になくなったんだけどトレーサー検査をする。それから今、鈴木のほうが言ったように東側と側溝の改修はやるべきです。これもずいぶん前から言ってた。全然この頃、話題にも何にも上がらなかったけども、あそこはあのまんま土側溝でいいのかいというふうなのがあります。早速、明日からやっていただきたい、これは。

それからちょっと後で鈴木さんとすり合わせはしなきゃなんだけども、特措法の対策は終わった。終わったんですよ。この報告で。残るのは廃掃法ですね。廃掃法の竹の内のやり方っていうのは、まだ手をつけてないわけだ、これは。特措法終わったんだからぼんと捨てて、その廃掃法にのっとったやり方を明日から始めてってください。これまで20年も待たせたんだ、こんくらいのことしなきゃ。

竹の内の中には、みんな丁寧に塀の外で囲んでくれてバラ線まで張ってくれた。ところが中は実はイノシシの運動場になっています。あっちこっちで表土を剥がして、多機能性覆土なんか剥がしてしまっている。多機能性覆土を剥がしたのには本当はまずいんじゃないのって思って見てるんだけど、そいつもなし。周辺住民にはバラ線張って「中入っ

やいけないよ」なんつって、自分らの土地なのに入れれないなんて。イノシシは大きいんだね、これは。そんな馬鹿な話はないんじゃないかと思うのでイノシシ対策とか、そういうことを本気になってやんなきゃ駄目だ。

お金ないのは知ってるよ。みんなは「もう竹の内、終わったんだ」って言い続けてきた、これまで。財政当局「まだ竹の内、金かかんのすか」って言うのは当たり前だと思いますよ。だけでも終わってねえんだから。自分の保身で「終わったんだ」って言うだけでいいと思いますので、今のまとめますと、東側の側溝の改修をする、そこやったときにトレーサーの色水が出てきたらこれでアウトだね、これは。多分、ほんなのがあっからやりたくねえんだろうけども。それから特措法は終わったんだから、これはみんなでもう1回話し合いますけども、ちゃんと廃掃法にのっとった竹の内をやってください、これは。急いでだ、それも。もう時間的なひき伸ばしなんかをする暇なんかはないよ。ここまで待たせてきたんだからね。以上でございます。

そいで、トレーサーは、他の評価委員の先生たち何人かとお話ししました。いよいよ竹の内の水脈って分からなくなったよね。渡部さんが一生懸命説明してくれる、これからコンサルの一生懸命説明してくれっけども、いよいよ分かんなくなった水脈。「だったらやっぱりトレーサーしかねえんじゃないか」というふうな言い方の人も。だからある程度、先生たちの間では「そうだよ」というような話になってますので、大至急、とにかく次の評価委員会をやって、こういうふうな説明をしたけど納得してもらわなかったから、納得されたという報告をするのかどうか分かりませんが、それは大至急やっていただきたいと思います。以上です。

○司会

ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

○住民A

いいの？

○住民C

おれはもうゆっくりやったからいい。

○住民A

だって返事しねんだよ、今。評価委員会、次はいつにするとか、3か月後にするとか言っていない。

○司会

それではこの辺で質疑応答、および意見交換を終了させていただきます、ここでご臨

席頂きましたすどう議員、高橋議員から一言ずつお話をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○すどう議員

どうもあらためておぼんでございます。いろいろお話がございました。いずれにいたしましても、環境問題は人命人体に関わる極めて大事な問題であります。県当局におかれましては常にこの問題に対して危機意識を持ち、さらに最悪のケースも想定したそういった対策対応、今後しっかりと講じていただくこと、私どもからもあらためてお願いをさせていただきます。今日は皆さんどうもご苦労さまでございました。

○高橋議員

どうも皆さんおぼんでございます。高橋でございます。今日は長時間にわたりまして説明を受けていただき、そしてまた意見交換を行っていただきまして本当にありがとうございます。今、すどう議員からもお話ありましたけども、一番大事なの何かということをしつかりと踏まえつつ、県当局、これまでやってきていただいているとは思いますが、引き続き地域の皆さんの安全と安心をしつかりと確保していく、そのために何が必要なのかいうことを考えていただきながら、前に進めていただきたいと思います。今日は新たな要望書もいただいたということでございますので、この点につきましても、しっかりと検討いただきますようによろしくお願ひ申し上げます。大変お疲れさまでございました。

○司会

ありがとうございました。それでは最後に佐野部長から一言申し上げます。

○佐野部長

皆さまには長時間にわたり大変ありがとうございました。今後、国からの財政支援はなくなることとなりますけれども、県としましては処分場が廃止基準を満たすまで、責任を持って処分場対策に取り組んでまいりたいと考えております。本日は要望書、それからいろんな意見、その他にもいただきましたが、今後も村田町をはじめ、地元の皆さまと意思疎通をはかりながら、対策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○司会

それでは以上を持ちまして説明会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。